

4. その他必要な事項

4.1 主要な調整事項

(1) 連続した環境の保全

- ・自然再生事業を行う野川第一・第二調節池の間、及び調節池とはけの森について、生物生息域の連続性の確保と景観的な連続性のための整備を検討する。
- ・はけの森が従来の武蔵野の樹林環境となるよう、適切な維持管理等を行うよう、検討していく。また、はけの森は湧水等の供給源としての役割もあるため、はけの森の保全・再生を進め、水源涵養力の向上を図る。

●整備箇所

- ・整備箇所としては、次の箇所を検討していく。
 - ①第一調節池と第二調節池の間の公園部分
 - ②はけの森と調節池の間
 - ③はけの森（はけの森の樹林部、はけの森内で拾得した民地）

●整備検討事項

[第一・第二調節池の間の緑地]

- ・はけの緑と調節池の緑環境の連続性のため、第一・第二調節池の間の緑地の改善を検討していく。
- ・現在この箇所は公園的整備が行われている。例えば、はけの森の樹種を植栽することにより、はけの森から武蔵野公園に至る環境の連続性を図る。
- ・この公園部分の地下には、仙川小金井分水路の吐口へつながる導水管が整備されているため、整備にあたり配慮していく。

[はけの森と調節池の間]

- ・はけの森と調節池の間で生物が安全に常時移動可能な経路の整備を検討していく。
- ・例えば、はけの森等の湧水を調節池に導水する整備を行う際に、あわせて生物の移動路の整備を検討する。
- ・調節池の法面に野鳥の採餌木（野鳥の好む実のなる樹木）を植栽する。

[はけの森]

- ・残存するはけの森の雑木林は適正な林層と密度となるよう維持管理を行う。
- ・新たに取得した民地は調整を図りながら雑木林が再生するための植栽を行い、景観的に連続した雑木林を形成する。また、あわせて、水源涵養力の向上を図る。

●整備効果（将来予測）

- ・水辺と草原、草原と樹林等を相互に活用する生物の生息が期待できる。
- ・現在空地となっている取得民地に従来の樹林等が生育することにより、はけの森の環境の連続性、一体性が確保でき、鳥類や昆虫類等の生息環境の改善が期待できる。

(2) その他の調整事項

施策	調整事項	関係する主体
井戸水の揚水（浅井戸）	・湧水の湧出量及び近隣の住宅等の井戸水の取水に影響を与えないようにする。	東京都環境部局、近隣住民（井戸水利用者）
井戸水の揚水（深井戸）	・水道の水源以外の利用について市民の合意ができるか、検討していく必要がある。 ・揚水による地盤沈下をおこなさないよう、東京都の条例（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」）等を踏まえていく。	東京都環境部局
ため池の整備	・雨水を貯留する調節池以外に、昭和5年当時にあったようにはけの下に整備する際には、関係機関との調整が必要である。	東京都公園管理者
活動支援施設の整備	・設置場所、整備費用負担者、管理者について調整が必要である。	東京都河川管理者、東京都公園管理者、小金井市
はけの森での整備	・取得地の整備、樹木の維持管理、ため池整備について調整が必要である。	東京都公園管理者

4.2 長期的な課題

○他用水からの分水

- ・かつて水田を耕作していた時代の水量についてはその多くが玉川上水から砂川用水を経て分水されていたが、これらの農業用水は購入（＝水利権）しているものであった。また、それらの用水の維持管理についても農民ら（水利組合）が行っていた。現在においても、分水を行うとするとそれにかかる多大な経費と、維持管理対策が課題となる。また、流水の域外分水については他地域の自然生態系への影響を考慮して進めていく必要がある。